JA共済

令和６年11月１日（No.06-18）

News Release

令和７年１月実施　自動車共済の仕組改訂等について

～ 組合員・利用者を取り巻く環境変化・社会的要請に対応 ～

ＪＡ共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長　村山　美彦）では、組合員・利用者を取り巻く環境変化や法令改正等へ対応するため、令和７年１月１日に自動車共済の仕組改訂等を実施します。

つきましては、主な改訂の内容を以下のとおりご案内します。

１．仕組改訂等の全体像

法令改正等へ対応するため、仕組改訂等を実施します。

また、自家用軽乗用車について型式ごとに異なるリスク実態をこれまで以上に細かく反映できるように、型式別掛金クラスを拡大します。

（１）運転者一定年齢限定保障特約の整備
（２）弁護士費用保障特約の支払限度額の変更
（３）型式別掛金クラスの拡大（自家用軽乗用車）

２．仕組改訂等の内容

（１）運転者一定年齢限定保障特約の整備

令和５年７月の道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、「原動機付自転車」が「一般原動機付自転車」と「特定小型原動機付自転車」に区分され、「特定小型原動機付自転車」の運転には運転免許を要しない（16歳になれば運転資格を有する）こととされました。

そのため、被共済自動車が「特定小型原動機付自転車」の場合において、運転者範囲の変更手続き失念時に、運転資格取得（16歳になったこと）を契機とする新規運転者に対する自動保障が適用できるよう運転者一定年齢限定保障特約の整備を行います。

（２）弁護士費用保障特約の支払限度額の変更

弁護士費用の情勢に対応し、十分な保障提供を実現するため、弁護士費用保障特約における報酬金の支払限度額の変更を行います。

＜現行＞

経済的利益の額	限度額
300万円以下	経済的利益の額×16％
300万円超3,000万円以下	経済的利益の額×10％＋18万円
3,000万円超３億円以下	経済的利益の額×６％＋138万円
３億円超	経済的利益の額×４％＋738万円

＜改訂後＞　　（下線部が改訂箇所）

経済的利益の額	限度額
125万円以下	20万円（注）
125万円超300万円以下	経済的利益の額×16％
300万円超3,000万円以下	経済的利益の額×10％＋18万円
3,000万円超３億円以下	経済的利益の額×６％＋138万円
３億円超	経済的利益の額×４％＋738万円

（注）経済的利益の額が０円の場合には、報酬金を支払いません。

（３）型式別掛金クラスの拡大（自家用軽乗用車）

型式ごとに異なるリスク実態をより柔軟に掛金へ反映するため、自家用軽乗用車の型式別掛金クラスについて、現行の３クラスから７クラスへ拡大します。

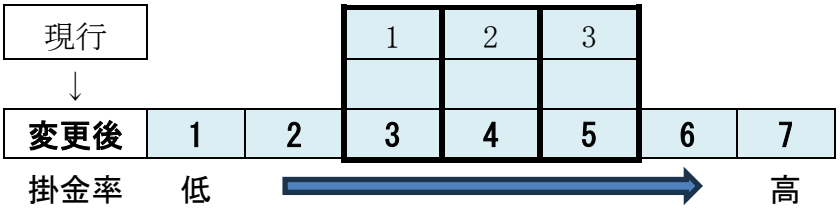

※太枠内は同じ掛金率の掛金クラスです。

ＪＡ共済連では、引き続き、組合員・利用者を取り巻く環境の変化に対応し、社会的要請に応えるとともに、組合員・利用者のニーズを反映した仕組みの開発を行ってまいります。

以　上